

栃木市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成29年11月29日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

記

1. 監査の実施日 平成29年10月5日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
栃木市勤労者福祉サービスセンター
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

栃木市勤労者福祉サービスセンターは、中小企業の従業員及び事業主の福祉の向上を図るため総合的な福祉事業を行うとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に、合併前の旧栃木市、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、西方町の1市5町により「栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンター」として、平成12年9月に設立された団体である。その後、平成22年3月、平成23年10月、平成26年4月の3度の市町の合併を経て、「栃木市勤労者福祉サービスセンター」と名称が変更された。

平成28年度においては、プロ野球観戦や宿泊施設利用補助などの余暇活動事業、レジャー施設の割引利用や利用補助などの余暇施設利用事業、慶弔給付金の給付による在職中の生活安定事業、会員の健康維持増進を目的とした人間ドック等の受診料一部助成などによる文化教養健康事業など、福利厚生制度の充実に向けて活発な事業展開を行うとともに、会員拡大に向けて新規事業所への訪問など積極的な勧誘に努めており、市内の中小企業における勤労者等の福祉の向上の促進に重要な役割を果たしている。

(2) 会計経理について

平成28年度における市からの補助金(9,977,000円)は、中小企業が単独では実施し難い福利厚生事業を実施することにより、勤労者の福祉の向上を図ることを目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類については符合しており、おおむね適正に処理されていたが、支出負担行為決議書等に決裁日の記載の無いもの、支出命令日が領収書の日付より後になっているもの等一部指摘事項が見受けられた。

<平成28年度決算状況>

収 入	30,091,193 円
支 出	27,297,946 円
差引残額	2,793,247 円

(3) 要望指摘事項について

所管課においては、補助事業が適正かつ効率的に執行され、その目的に沿って十分な効果を発揮しているかどうか対象経費の検証をすることが必要であり、補助金の使途については、補助事業と補助金の結びつきと適正な執行確認を実施するよう要望する。

当団体においては、積極的な会員の勧誘や事業所への訪問により、会員や事業所の増加に努めるとともに、他のサービスセンターと協同して割引利用ができる余暇活動施設の拡大を図るなど、サービス内容の充実にも努めており、市内の中小企業の従業員及び事業主の福祉の向上に大いに貢献している点において高く評価される。市からの補助金については、年々減少傾向にある中で、財政調整積立金を取り崩さざるを得ないなど厳しい経理状況での運営が求められることから、補助金の執行においては、目的に沿った適正な執行に努めるとともに、今後も引き続き、組織の基礎となる会員の確保に努め、スケールメリットを活かした事業の更なる展開に期待したい。

なお、会員中に一部市職員が見受けられた。福利厚生制度が充足しており、また組織規模からみて中小企業と同等とは言えない市役所の職員が個人として会員になることは、当団体の設立趣旨に合致しないほか、会員資格を定めた規約に反する恐れもある。市職員を会員として認めるべきかどうか改めて検討されたい。